

平成三十一年度第一回（四月）

諫早市農業委員会総会 議事録

平成31年度諫早市農業委員会 第1回総会議事録

1 開催日時 平成31年4月26日(金) 開会 午後3時30分 ~ 閉会 午後5時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (20人)

会 長 20番 山開博俊
会長職務代理者 19番 小森俊夫
農業委員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	8番 菅原篤博	9番 長谷川 博
10番 山口勇満	11番 西村ふじ子	12番 馬場誠治
13番 増山太大	14番 横田親紀	15番 澤久 進
16番 西尾正信	17番 池田武弘	18番 野副栄治

4 欠席委員 (0人)

5 出席推進委員 (30人)

(本野・中央)	小川政吉	中野昭一	野口優道	吉野 正
(長 田)	緒方和久	金原憲昭	辻 広巳	中村秋則
	毎熊隆司			
(小栗・真津山・有喜)	江口 進	酒井政幸	中村清人	
(多 良 見)	小林賢司	辻 秋義	林田裕敏	松尾祥吉
(飯 盛)	上原元治	堀口健二	松尾光郎	
(小 野)	内田繁男	林 健十郎		
(森 山)	江崎義明	陣野孝雄	山口廣三	
(高 来)	泉野政則	江川幸喜		
(小 長 井)	島田知昭	永渕節夫	横田穂積	松下武彦

6 欠席推進委員 (8人)

(多 良 見)	林田正弘	辻本清文		
(飯 盛)	馬場秀司			
(小 野)	古賀昭三			
(高 来)	周防克己	山崎 優	中島豊志	田渕勇二

7 付議事件

- 第1号 平成30年度事業報告承認の件
- 第2号 平成31年度事業計画（案）承認の件
- 第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第8号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

8 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農業用施設届出書受理の件
- 第5号 農地改良届出書受理の件
- 第6号 非農地通知届出書受理の件

9 そ の 他

10 事 務 局

局 長 宇野和利 次 長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

11 議 事

（開会）

議 長 これより、平成31年度諫早市農業委員会第1回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に7番・末永委員、15番・澤久委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言願います。

(議案第1号)

また、発言は、簡明に、議題外又はその範囲を越えないように願います。

それでは、議案第1号「平成30年度 事業報告承認の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局

議案第1号「平成30年度 事業報告承認の件」を説明します。

事業概要の報告

平成30年度は、農業委員、農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査の結果に基づき、遊休農地の所有者には利用意向調査、荒廃農地の所有者には非農地通知を行い、守るべき農地の明確化を推進した。平成30年度の新規加入は、合計223.4haです。

さらに、農地を所有する世帯を対象とした戸別訪問によるアンケート調査等を実施し、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入促進など農地利用の最適化を推進した。

また、老後の生活安定を図るための農業者年金への加入推進活動を行い新規加入の確保に努めた。

なお、項目ごとの活動等については、以下に記載のとおりです。

1 会議の開催

(1) 総会

4月の総会においては、平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画(案)、並びに農地法等に基づく各種申請などについて審議を行った。

また、毎月の総会においては、農地法等に基づく各種申請書の審議のほか、市から意見を求められた農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の審議や農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する回答などを行った。

なお、平成30年度の総会開催回数は13回、審議件数は934件、報告件数は361件です。

(2) 地区別協議会

地区ごとに協議会を開催して関係議案等について、現地に精通した農地利用最適化推進委員の意見を聴取し審議を行った。4地区で各12回、計48回の開催です。

(3) 運営委員会

農業委員会の運営方針及び活動計画のほか、市に対する意見書(案)についての協議を行った。

2 農地関係業務

(1) 農地法等関係業務について、提出された各種申請書及び添付書類の受付・点検審査等を行い、総会の審議結果に基づき申請者に許可書等を交付し適正な事務処理に努めた。

(2) 農地利用状況調査については、市内全地域の農地を対象に、担当地区ごとに現地調査をし、遊休農地の所有者等に農地の活用を指導するとともに、農地利

用意向調査を実施し、貸付け等の意向を確認し、農地中間管理事業等を利用する所有者等の情報を市等へ提供を行い、関係機関等で連携し借受け希望者へのあっせんを行った。

(3) 農地の流動化推進については、貸し手、借り手からの農地のあっせん依頼を受け、認定農業者等の担い手に対し農業経営の向上・安定のため利用集積に努めた。

(4) 遊休農地対策については、規模拡大を図る認定農業者及び農地所有適格法人からのあっせん依頼を受け、利用状況調査資料や農地地図情報システムにより適地を調査し、遊休農地の解消に努めた。

また、規模拡大を図る認定農業者等と遊休農地とのマッチングを関係機関等と連携し随時行った。

3 農政関係業務

(1) 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組みについては、5月の総会で承認した「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき活動を実施した。

(2) 農業の担い手支援については、認定農業者の農業経営改善計画認定審査会で、指導・助言を行った。

(3) 農業後継者等への相談・支援については、市や関係機関等と連携し、営農計画等の指導・助言を行った。

また、法人化や企業の農業参入相談については、県農業会議及び関係機関等と連携して、農地所有適格法人の要件等の説明や農業経営等の指導・助言を行った。

(4) 農業者年金の加入推進については、平成30年度から新たな活動として「加入者累計13万人早期達成3年間運動」に取組むほか8月28日には農業者年金推進部長会議を開催、9月には地区別協議会において農業者年金制度の知識を深めるための勉強会や加入推進対象者等の情報共有のため、農業協同組合各支店担当者との農業者年金加入連携会議を開催した。

認定農業者や家族経営協定締結者等を対象に農業協同組合等と連携し、戸別訪問を実施しましたが、わずかに加入目標を達成することが出来ませんでした。

(5) 家族経営協定の締結推進については、関係機関等と連携し、5家族の新規協定締結や2家族の協定見直しを行った。

(6) 女性農業委員の活動支援については、女性農業委員の地位向上と情報交換を図ることを目的として、2月5日に第5回ながさき女性農業者の集いが開催され、県内女性農業委員の活動強化と地域を越えた交流や情報交換に取組んだ。

(7) 広報業務については、8月と1月に「農業委員会だより」を発行し、耕作放棄地利用促進事業助成金、農地利用意向調査の実施及び農業者年金制度などの広報に努めた。

(8) 全国農業新聞の購読推進については、農業委員及び農地利用最適化推進委員全員で購読をし、認定農業者や農地所有適格法人等に対しても新規購読の推進に努めた。

4 行政機関等への意見書の提出について

農地利用の最適化に関する意見については、11月に会長外7名の委員が参加し、市に対して「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出を行った。

5 農地賃借料情報提供について

賃借料を調査し、市ホームページに掲載している農地賃借料情報を改訂し、情報提供を行った。

6 委員研修について

新制度に移行した熊本県合志市農業委員会へ遊休農地の解消事例等について視察研修を行った。

また、関係機関が開催した研修会等については、農業会議等が開催した「県央地区農業委員研修」や「県央地区農業委員会職員研修」に出席するとともに、本市農委員会として農地中間管理事業について独自の研修会を開催した。

議長 議長 議案第1号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 議長 ご質問がないようですので、議案第1号は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 議長 ご異議がないようですので、議案第1号は承認することに決定いたします。

(議長第2号) 次に、議案第2号「平成31年度事業計画(案)承認の件」を議題といたします。

まず、事業方針(案)について、小森会長職務代理者に読上げをお願いします。

議長職務代理者 第2号議案 平成31年度事業計画(案)承認の件を読み上げます。

I 事業方針(案)

わが国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、遊休農地の増大、また、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況にある。

このような中、諫早市農業委員会においては農業委員及び農地利用最適化推進委員による新体制で農地利用の最適化の推進に取り組んでいるところであり、農業委員会は地域農業の活性化に向け、農地利用状況調査の調査結果に基づく遊休農地の所有者等への利用意向調査並びに全農家を対象とする農地利用最適化アンケートに取り組み、地域の意向に沿った農地の有効活用を推進し、遊休農地の解消に努めるとともに、農地中間管理事業との連携を図るため農地中間管理機構等への情報提供等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進していく。また、新規就農者等への支援を行い、新規参入の促進を図る。

さらに、行政機関に対しては、現場活動を行う農地利用最適化推進委員の意見を集約した「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書」の提出を行うほか、農業者の老後の生活安定を図るため、認定農業者などの担い手に対して農業者年金の加入推進に積極的に取り組んでいく。

以上、関係団体や関係機関等との連携を図りながら、本市の農業振興と活性化に努める。

平成31年4月26日 諫早市農業委員会会長 山 開 博 俊

議長 次に、事業計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

II 平成31年度事業系計画（案）

1 会議の開催

(1) 総会の開催

- ・4月の総会は、平成31年度事業計画（案）及び農地法等各種申請書の審議など
- ・毎月開催の総会は、農地法等各種申請書及び農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の審議など

(2) 地区別協議会

- ・総会で審議する農地法等各種申請書に対する農地利用最適化推進委員への意見聴取と協議及び調査

(3) 運営委員会

- ・平成31年度の事業方針（案）及び事業計画（案）4月開催総会の会議運営、提案、議案の方針等協議及び市に対して行う意見事項の協議等

2 農地関係業務

(1) 農地法等関係業務

- ・農地の権利移動関係申請書・申出書の処理
- ・農地の転用関係申請書・届出書の処理
- ・農地パトロールの実施、違反転用者の指導

(2) 農地流動化推進

- ・農地流動化情報を集約し、農地の有効活用による利用集積の調整活動
- ・相続等による権利取得農地に係る利用集積調整活動

(3) 遊休農地解消

- ・農地の利用状況調査
- ・農地の利用意向調査（農地中間管理事業関連）
- ・遊休農地所有者等に対する耕作指導・通知等
- ・認定農業者等と遊休農地のマッチング（随時）

3 農政関係業務

(1) 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組

- ・平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
- ・平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- ・平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(2) 農業の担い手支援

- ・認定農業者協議会の活動支援
- ・認定農業者の掘り起こし活動
- ・認定農業者と農業委員会の意見交換会
- ・認定農業者等への農地の集積

(3) 農業後継者等への相談支援

- ・農業後継者への相談支援

- ・新規就農者への相談支援
- ・法人化への相談支援
- ・集落営農組織への相談支援
- (4) 農業者年金業務
 - ・農業者年金制度への加入推進活動
 - ・経営移譲年金受給予定者への受給手続指導
 - ・農業者年金受給者協議会の活動支援
- (5) 家族経営協定締結の推進
 - ・家族経営協定締結農家の掘り起こしと既締結農家の協定内容見直し
- (6) 女性農業者の活動支援
 - ・ながさき女性農業委員ネットワークへの参加
 - ・農業における男女共同参画の推進
- (7) 広報業務
 - ・農業委員会だよりの発行（年2回）
 - ・全国農業新聞へ記事の提供
- (8) 全国農業新聞購読推進業務
 - ・全国農業新聞の購読推進活動
- 4 行政機関等への意見書の提出
 - (1) 市への意見書の提出
 - ・現場活動を行う農地利用最適化推進委員を通じて認定農業者等からの意見を聴取し、農地利用最適化のための意見書を関係機関へ提出
- 5 農地賃借料情報提供業務
 - ・賃借料の調査及び情報提供を実施
- 6 委員研修の実施
 - (1) 農業委員会独自の研修（先進地視察を含む）の実施
 - (2) 関係機関が開催する研修会等への参加
- 7 その他

以上です。

議 長 議案第2号の説明がありました。何かご質問はありますか。
 （「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、議案第2号は承認することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は承認することに決定いたします。
 （議案第3号） それでは、議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を説明します。

1番、森山町田尻の田1筆959㎡を農業用倉庫及び育苗用地とするため、農用

地区域の用途区分を農用地から農業用施設用地へ変更する申出です。区域区分はその他の区域、農振農用地となっています。農振法の用途変更手続き完了後、農地法第4条の転用申請がなされる予定です。以上です。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を確認しました。地区別の協議会で検討したところ問題なしとの意見がありました。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」と意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの用途変更は「異議がない」と意見することに決定いたします。

(議案第4号) それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、小ヶ倉町の農地2筆、865㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は4,616㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕耘機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われま

す。2番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、230㎡の贈与を受け農業に精進するための申請です。権利取得後の農地面積は37,006㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に5年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われま

す。3番、長田地区、長田町の農地1筆、240㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は3,563㎡で、農業委員会が定める下限面積に達していませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の規定において、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得する場合は、不許可の例外とするとされております。今回の申請地は、譲受人所有の農地以外に一体として利用することが困難と認められることから、下限面積の例外規定を適用しております。軽トラックや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に73年間従事され、譲受人宅と申請地は車で約10分と近接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距

離に問題はないと思われます。

4番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、404㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は25,995㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に22年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われます。

5番、高来地区、高来町東平原の農地6筆、3,408㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,642.75㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅と申請地は隣接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われます。

6番、高来地区、高来町水ノ浦の農地1筆、960㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,182㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に16年間従事され、譲受人宅と申請地は近接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われます。

7番、高来地区、高来町西尾の農地1筆、314㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は27,999.20㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に39年間従事され、譲受人宅から申請地まで近接しておりますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題はないと思われます。

説明を以上で終わります。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、大根、白菜、馬鈴薯、たまねぎ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番と3番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、玉葱等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

委 員 委員補足説明を致します。
3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、野菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法施行例第2条第3項第3号による例外規定に該当するため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。
議 長 「なし」と言う者あり
議 長 ご質問がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 「異議なし」と言う者あり
議 長 ご異議がないようですので、2番と3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番から7番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委 員 委員補足説明を致します。
4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、みかん等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
次に、5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、普通野菜等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
次に6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、たまねぎ等

を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

委員 委員補足説明を致します。

7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 4番から7番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番から7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番から7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番についてご説明します。

1番は高来町建山の田 1,251 m²を農業用施設用地（農舎3棟に対する追認と、苗床兼農業用資材置場）にする申請です。農地区分はその他の区域、農振白地です。農舎は木造平屋・苗床・資材置場はコンクリ張りし、雨水は自然流下で水路へ流れます。隣接する農地はないため、被害発生の恐れはないと思われれます。資金計画については、預金通帳で確認しております。

以上です。

議長 議案第5号の説明がありましたので、1番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

農地の立地基準については第2種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われれます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長
(議案第6号)

ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、川床町の畑3筆を住宅及び通路用地にする申請です。1148-10、11の12.81㎡を205.68㎡の宅地と併せて住宅用地とし、1148-9の33㎡と29.69㎡の土地を通路とする売買の申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

2番、有喜町の畑1筆480㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は贈与。区域区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

3番、本野地区下大渡野町の畑2筆445㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は使用貸借(永久)。区域区分は調整区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

4番、長田地区白浜町の畑1筆333㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は使用貸借(35年)。農地区分は調整区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。都市計画法については建築許可申請中です。

5番、長田地区御手水町の畑1筆401㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は使用貸借(永久)。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

6番、森山町杉谷の畑1筆150㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は贈与。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

7番、飯盛町野中の畑2筆、510㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

8番、飯盛町後田の畑2筆、231㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は使用貸借(永久)。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造

二階建、汚水等は合併浄化槽を経由し水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。

9番、高来町西尾の畑1筆324㎡について、農業用倉庫1棟を建築し駐車場を整備する申請です。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、雨水は道路側へ自然流下、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

10番、高来町汲水の畑1筆867㎡について太陽光発電施設用地に転用し、パネル216枚を設置する申請です。契約内容は売買。設置面積は747㎡、売電単価は18円です。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水対策は周囲に波板を設置し、道路側へ自然流下させる。隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

11番、高来町下与の田606㎡について、居宅兼作業所1棟及び資材置場に転用する申請です。申請人の職業は大工です。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

12番、高来町法川の畑1405㎡について太陽光発電施設を設置する申請です。パネル枚数は360枚、設置区域は967㎡、売電単価は18円です。契約内容は売買。農地区分はその他の区域、農振白地です。雨水排水対策として浸透池を設置、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

13番、高来町小峰の畑726㎡について資材倉庫1棟を建築する申請です。申請人の業種は建設業です。契約内容は賃貸借（20年）。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造平屋建、雨水は道路側へ自然流下、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については通帳の写しで確認しています。

14番、小長井町井崎の畑300㎡について、居宅1棟を建築する申請です。契約内容は使用貸借（永久）。農地区分はその他の区域、農振白地です。建物は木造二階建、汚水等は公共下水道接続、隣接する農地所有者との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

以上です。

議長 議案第6号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

農地の立地基準については10ヘクタール以上の農地が広がる地区にある農地であるため第1種農地ですが、集落に接続して設置する住宅であり、不許可の例外に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準を満たしており、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

- 議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、2番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 次の4番は、3番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番委員の退席を求めます。
- (3番委員・退席)
- 議 長 次に、4番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 委員補足説明を致します。
- 農地の立地基準については水道・下水の2管が通る道路に接し、500m以内に2つ以上の公共施設があるため第3種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
- (「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 3番委員の入場を求めます。
 (3番委員・入場)
- 議 長 次に、5番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員補足説明を致します。
 農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 次に、6番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員補足説明を致します。
 農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 6番について、何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 次に、7番と8番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員補足説明を致します。
 7番は、農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議をしました。当該農地は昨年10月に許可した案件のすぐ近くで、これまでの経過もある場所です。現地は砂利の上に菜種を植えている状況です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。
 昨年許可した件では、残りの農地については3年間は作物を植えるとの話であつ

たので、3年間は売買できないのではないかと思います。

議長 他にご意見はありませんか。

委員 昨年、農業委員と地区の推進委員で現地を調査した時に違反転用を確認し、違反箇所については農地復旧を指導した。また、残りの農地については3年間は作付けするとの確約のもと前回は許可したという経過がある。他の農地もすぐに転用許可申請があがってくるのではないかと意見があったがそのとおりになった。地区別協議会での説明では、今回は耕作者が体調不良で耕作できなくなったため申請がなされたということだが信用できるのか。

委員 1年も経たないうちに申請が出てきた。農地として適正に管理されている状況の中での申請が適当で、せめて3年以上経過した後に転用申請を受け付ける方が適正ではないか。

委員 体調不良で長期入院など診断書の提出があれば別だが、これまでの経緯を考えれば3年程度の適正な管理がされた後に申請を受け付けることがよいと思う。

議長 7番については、不許可とすることに賛成か反対かの決を採りたいと思います。不許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 7番については、全員賛成で不許可とします。

委員 次に、8番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

議長 農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準をみたしており、問題はないと思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 8番について、何かご質問はありませんか。

議長 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議長 (「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、9番から13番まで高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番と11番について、委員補足説明を致します。

議長 9番は、農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して問題はないと思われま。

議長 次に11番は、農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して問題はないと思われま。

委員 10番、12番、13番について、委員補足説明を致します。

10番は、農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して問題はないと思われま

次に12番は、農地の立地基準については農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して問題はないと思われま

次に13番は、農地の立地基準については10ヘクタール以上の農地が広がる地区にある農地であるため第1種農地に該当しますが、この地域に事業所がある法人が転用し、集落に接続する土地であるため不許可の例外にあたると判断します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して問題はないと思われま

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 9番から13番について、何かご質問はありませんか。10番と12番は太陽光発電施設です。このことを踏まえながらご質問を受けたいと思います。

委員 地区別協議会では自治会の同意書を求めてはとの意見がありましたが、覚書を交わすということで話し合いがされました。溜樹の深さは30cmですが素掘りして水を流すということを書いてある。

委員 12番は、譲受人の住所が東京都となっているが、支障があった場合はすぐに対応できるのか。

事務局 緊急時は大村市にある子会社が対応するとのことでした。

委員 それは口頭確認か。口頭なら文書で確認をして下さい。

事務局 了解しました。

議長 12番は、文書をもってから許可をしたい。他にご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番から13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番から13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、14番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

農地の立地基準については水道・下水の2管が通る道路に接し、500m以内に2つ以上の公共施設があるため第3種農地です。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、転用許可基準を満たしており、問題はないと思われま

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 14番について、何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)
ご質問がないようですので、14番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
ご異議がないようですので、14番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 (議案第7号)
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。
事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第7号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。
1番から3番までは、借人が同一の案件です。
1番小栗地区、小ヶ倉町の農地2筆、3,476㎡、2番森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、1,169㎡、3番飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、1,252㎡、計4筆5,897㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。
4番、小野地区、川内町の農地1筆、4,007㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、水稻、いちじくの新規の生産を主体に経営されています。
5番、森山地区、森山町田尻の農地6筆、4,349㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、じゃがいもの生産を主体に経営されています。
6番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、940㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申し出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。
7番、高来地区、高来町小峰の農地1筆、610㎡を耕作に便利のため、購入する申し出です。申出人は、水稻、飼料作物の生産を主体に経営されています。
以上、1番～7番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
以上です。
- 議 長 1番から7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 (議案第8号) ご異議がないようですので、1番から7番は、申出どおり許可することに決定いたします。
続きまして、関連がありますので、議案第7号の8番から17番、議案第8号「農

地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局

議案第8号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第7号の8番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,613㎡を議案第8号の1番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の9番、小野地区、小野島町の農地5筆、19,414㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の10番、小野地区、小野島町の農地2筆、7,379㎡を、議案第8号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の11番、小野地区、小野島町の農地1筆、4,889㎡、12番、小野地区、川内町の農地3筆、4,740㎡、13番、小野地区、川内町の農地3筆、4,947㎡、計7筆14,576㎡を、議案第8号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第7号の14番、森山地区、森山町田尻の農地6筆、7,516㎡を、議案第8号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の15番、森山地区、森山町田尻の農地7筆、5,912㎡を、議案第8号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第7号の16番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、927㎡、17番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,022㎡、計2筆2,949㎡を、議案第8号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

以上 第7号議案の8番から17番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を

満たしています。

また、第8号議案の1番から6番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議長 議案第7号の8番から17番、また、議案第8号の1番から6番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第7号の8番から17番を許可し、議案第8号の1番から6番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第7号の8番から17番を許可し、議案第8号の1番から6番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件について報告します。

諫早地区から2件、長田地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から2件、合計6件出ています。届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件について報告します。

諫早地区から1件、小野地区から2件、長田地区から4件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計10件の通知が出ています。解約理由としましては、諫早地区の1件は、太陽光発電施設用地として転用するため、小野地区の2件は、いずれも耕作者を変更するため、長田地区の4件は、都合により耕作できなくなったため、飯盛地区の1件は、農地中間管理事業に取り組むため、高来地区の1件は、売買するため、小長井地区の1件は、高齢により耕作できなくなったため、となっております。

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件について報告します。

1番 西栄田町の畑4筆 計983㎡に分譲宅地4区画を造成する売買の届出です。

2番 真崎町の畑17㎡に隣接する共同住宅の管理用倉庫を設置する売買の届出です。

3番 真崎町の畑12筆 計5,736㎡と併用地の原野33㎡に分譲宅地25区画を造成する売買の届出です。

4番 貝津町の畑479㎡に建売分譲住宅3棟を建築する売買の届出です。

5番 貝津町の畑289㎡を店舗の駐車場用地にする売買の届出です。

6番 多良見町中里の畑361㎡に一般住宅を建築する使用貸借の届出です。

7番 多良見町木床の田3筆 計1,553㎡に共同住宅1棟を建築する売買の届出です。

報告第4号 農業用施設届出書受理の件について報告します。

1番 小野島町の田3筆 計4,859㎡の一部199.61㎡に農舎を建設する届出です。

2番 高来町東平原字明石谷の畑2筆 計284㎡の一部168.75㎡に農舎を建設する届出です。

報告第5号 農地改良等届受理の件について報告します。

1番から6番については、飯盛町久保の田10筆 計10,739㎡の水田を埋め立てて畑地に転換する届出です。所有者は6名で改良後はバレイショ等を作付する計画です。3番の土地の耕作は5番の方が行われております。

報告第6号 非農地通知申出書受理の件について報告します。

1番、諫早地区栄田町の農地1筆、1,979㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化であることからB分類。農振白地です。

2番、諫早地区栄田町の農地1筆、802㎡につきまして、非農地通知の申出を受理しました。山林・原野化であることからB分類。農振白地です。

以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 平成30年度事業報告承認の件 1件。

議案第2号 平成31年度事業計画承認の件 1件。

議案第3号 農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件 1件。

議案第4号 農地法第3条許可 7件。

議案第5号 農地法第4条許可 1件。

議案第6号 農地法第5条許可 13件。

農地法第5条不許可 1件。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 17件。

議案第8号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 6件。

以上、審議件数は、全部で48件 ございました。

議 長 それでは次に、その他の項目でございますが、平成30年度農業委員会互助会決算報告の承認の件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 平成30年度農業委員会互助会決算の説明・・・・・・（記載省略）

議 長 続きまして、監事さんより、監査報告をお願いします。

監 事 （監査報告）

議 長 平成30年度 農業委員会 互助会決算につきまして、報告がありましたが、何かご質問はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 ご質問がないようですので、平成30年度 農業委員会 互助会決算については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議がないようですので、平成30年度 農業委員会互助会決算については、承認することに決定いたします。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事 務 局 （事務連絡）

新 任 委 員 （自己紹介）

事 務 局 （事務連絡）

市 幹 部 職 員 （自己紹介）

議 長 ありがとうございます。

議 長 それでは、これもちまして、平成31年度諫早市農業委員会第1回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)